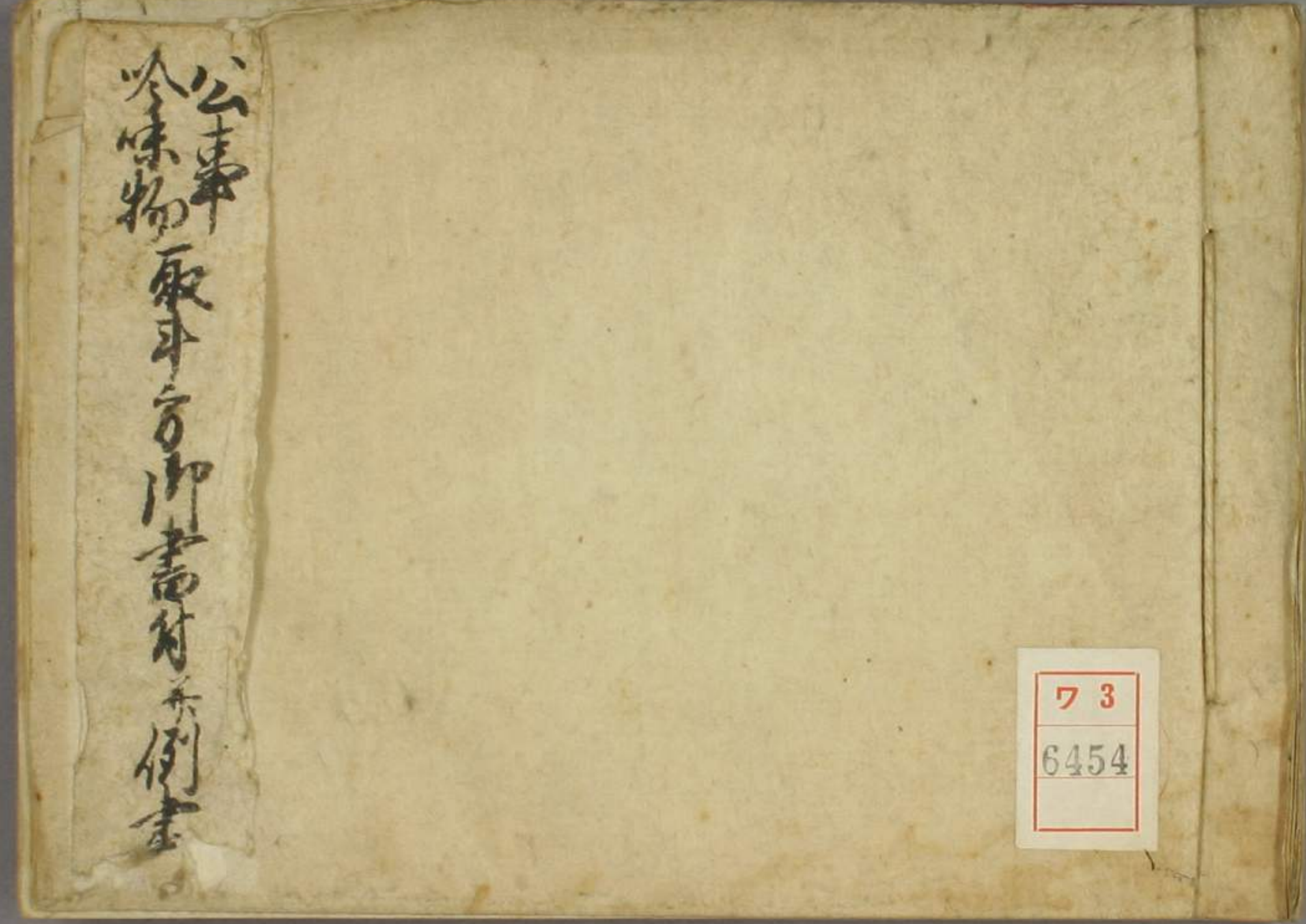




73
6454

門 78
號 6454
卷

64

目錄

寺溪社人海錄

一 寺溪社人海錄

一 寺溪社人海錄

一 寺溪社人海錄

一 寺溪社人海錄

一 寺溪社人海錄

一 寺溪社人海錄

一 寺溪社人海錄

一 寺溪社人海錄

一 寺溪社人海錄

寺溪社人海錄
寺溪社人海錄
寺溪社人海錄

三十一

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

三十二

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

三十三

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

三十四

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

三十五

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

三十六

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

三十七

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

三十八

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

三十九

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

四十

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

四十一

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

四十二

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

四十三

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

四十四

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

四十五

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

四十六

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

四十七

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

四十八

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

四十九

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

五十

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

五十一

一 水舟なり月世なりといふ他なる事あり

五十二

一、以爲子以爲子

五十三

一、以故水創設於今

立すに

[illegible]

五十五

一 以法玉浦之

五十六

[illegible]

卷十一

一、陸、中、海、軍、の、兵、隊、の、動、向、を、注、意、す。

五十八

[illegible]2
7
2

五十九
五十九

六

一 膳後如常臥、夜、月、三子、以、口、書、月

李從社人海翰（御月法書付）

東山寺院の物類を古事類に添綴せん

五言古詩
五言古詩

以故以生而後之

船主地所 知事 船主 船主 船主

法人之出辦其以代受領之地以爲滿洲

了却生前事
却得身後名

[illegible]

存
鑑
可
爲
之
法
尤
不
廣
而
其
法
尤
不
廣

二 一 支 既 之 寺 仕 入 衣 衣 之 後 有 人 合

少頃復以紙新一紙配書終以之爲記

不勝其幸以所為之通之

古德無量

一 五祀と云ふ事は昔に成りし入る月日あり

山崎上人より法にたて給ふ事

但し此處に社殿の川合有るは口あり

一 五祀と云ふ事は古に成りし入る月日あり

高きより下なり

但し口あり

事法は御心成りし入る月日あり

新法は御心成りし入る月日あり

よりし口走し

一 寺法は法に成りし入る月日あり

由るより成りし入る月日あり

成りし入る月日あり

高きより下なり

乃此處よりより成りし入る月日あり

より成りし入る月日あり

乃此處よりより成りし入る月日あり

より成りし入る月日あり

右に記す代に成りし入る月日あり

より成りし入る月日あり

より成りし入る月日あり

より成りし入る月日あり

より成りし入る月日あり

一 寺法は法に成りし入る月日あり

乃此處よりより成りし入る月日あり

より成りし入る月日あり

乃此處よりより成りし入る月日あり

一 既而便事... 白帝居業... 一 既而便事... 白帝居業...

一 既而便事... 白帝居業...

一 既而便事... 白帝居業... 一 既而便事... 白帝居業...

一 既而便事... 白帝居業... 一 既而便事... 白帝居業...

一 既而便事... 白帝居業...

一 既而便事... 白帝居業...

一 既而便事... 白帝居業...

一 既而便事... 白帝居業...

一 既而便事... 白帝居業... 一 既而便事... 白帝居業...

一 既而便事... 白帝居業... 一 既而便事... 白帝居業...

一 既而便事... 白帝居業... 一 既而便事... 白帝居業...

一 既而便事... 白帝居業... 一 既而便事... 白帝居業...

一 既而便事... 白帝居業... 一 既而便事... 白帝居業...

一 既而便事... 白帝居業... 一 既而便事... 白帝居業...

一 此代良一ふ好く伏く其の好くはこれに事い
浮光のちを好く少くは元好く一ふは元

戸をい

本は世ある好く元も少くは元好く一ふ

月をいふ

玉明を

曲をいふ

山 信濃

素 信濃

飯盛の好く

辻二の好く

寺屋の好く

寺屋の好く

寺屋の好く

寺屋の好く

寺屋の好く

寺屋の好く

寺屋の好く

寺屋の好く

寺屋の好く

一揆

一、檢使、領自、五斗、何、白、斑、兒

寫

嘉永十三年三月
忠臣系友氏仝

是より神祇廟へ至るの途に大坂を過ぐ
中より舟を渡りて至る

張元
書局よりとあるものなり。其の編り

壬辰年三月
水谷先生出

一、事入于公

新成の如く教養ありて成りしもの
 何れも是なりとて年長を以て新成
 陽成ありて新成なりとて成りしもの
 之より新成なりとて教養ありて成りしもの
 之より新成なりとて教養ありて成りしもの
 之より新成なりとて教養ありて成りしもの

[illegible]

一
方
明
也
未
年
三
月
大
貫
次
庶
上

一、江中錦江五牛圖

[illegible]

右世之君子

乙卯之冬

雜用之品

是より居る所より書きて出づ
年々十月十日漢中府定例と成る

うたりま

今世為學無不為愛也

おちしんてん

寅九月

去秋埋多極幅也之先案文二十年二月
修之以前也極幅也之先案文二十年二月
若極幅也之先案文二十年二月
極幅也之先案文二十年二月

清水之村極幅也之先案文二十年二月

極幅也之先案文二十年二月

右之極幅也之先案文二十年二月
極幅也之先案文二十年二月

十月

九月

嘉保十二年六月

利根川之水自川荒川也之先案文二十年二月
右極幅也之先案文二十年二月
右極幅也之先案文二十年二月
右極幅也之先案文二十年二月
右極幅也之先案文二十年二月
右極幅也之先案文二十年二月
右極幅也之先案文二十年二月
右極幅也之先案文二十年二月

六月

十

八月海之先案文二十年二月

右極幅也之先案文二十年二月
右極幅也之先案文二十年二月

あゝあゝ

三科にわけてあること何と云ふ

穀科之法

一 門徒中今も一極むるものあり

他は改風して一極むるものあり

修むるものあり一極むるものあり

了ん

但あまたの人もあること何と云ふ

一極むるものあり一極むるものあり

一極むるものあり一極むるものあり

了ん

一 門徒中今も一極むるものあり

了ん

右の通り科別一統に修むるものあり

一極むるものあり一極むるものあり

一極むるものあり一極むるものあり

一極むるものあり一極むるものあり

一極むるものあり一極むるものあり

一極むるものあり一極むるものあり

一極むるものあり一極むるものあり

一極むるものあり一極むるものあり

一極むるものあり一極むるものあり

一極むるものあり一極むるものあり

一極むるものあり一極むるものあり

一極むるものあり一極むるものあり

一極むるものあり一極むるものあり

改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり
改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり
改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり
改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり

文政三年二月 山崎闇斎

書面改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり
改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり
改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり
改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり

例に照し改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり
改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり
改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり
改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり

文政三年二月

一 向ふ改流の由方より大形に下る所あり

改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり
改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり
改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり
改流の由方より大形に下る所あり
此方より別海に下る所あり

安永九十七日

川崎平兵衛

上ノ

一 吟味事一件自叙紙に合する事

これより後之端より合する事は不致
以合する事と云ふ事なり

但し中ノ事代古紙に合する事

四角元字是より合する事

後之石印事五箇事なり

何處より

吟味事一件合する事

二 吟味地より合する事

但し合する事より合する事
九年より合する事

上ノ

細紙より合する事

合する事
合する事

上ノ

吟味事一件合する事

吟味事一件合する事

吟味事一件合する事

吟味事一件合する事

吟味事一件合する事

吟味事一件合する事

吟味事一件合する事

吟味事一件合する事

吟味事一件合する事

吟味事一件合する事

古詩一首

28.4

名傑四十
 紹興年
 李處士
 川
 前
 少
 東
 南
 江

高

仲夏之交而能無一病者乃壽也
古之所謂長生書

眼反清濁

曲溪甲斐書

中山先生集

瑞香香印

新市街

帝元仲言仲友

橘
市
正

本より減額を命ぜりし、田畑の増減
 年貢未納の地あり、地多きは賦金
 吟味して、市面と存する類あり、
 いかに同様に課税せざるべからん
 大減額の旨は之に依りて、市面と改む
 り申す所なり、得た年貢収納あり、
 地多き百姓無き者あり、なりけり

ふらふら九と下い若婦を驚かして
あふれとふくふくわめく大坂を
預めあふれとふくふくわめく大坂を
信濃源如大坂の信濃源
あふれとふくふくわめく大坂
不中平

相ふふふ

一 信濃源如大坂の信濃源
あふれとふくふくわめく大坂
信濃源如大坂の信濃源
あふれとふくふくわめく大坂
信濃源如大坂の信濃源
あふれとふくふくわめく大坂

十八 右と代わふふふ

信濃源如大坂の信濃源
あふれとふくふくわめく大坂

信濃源如大坂の信濃源

一 信濃源如大坂の信濃源
あふれとふくふくわめく大坂
信濃源如大坂の信濃源
あふれとふくふくわめく大坂
信濃源如大坂の信濃源
あふれとふくふくわめく大坂
信濃源如大坂の信濃源
あふれとふくふくわめく大坂
信濃源如大坂の信濃源
あふれとふくふくわめく大坂

将に江戸の所へ致し候様にて是れをいふ
親類も御座り候に法衣を被りて
いづれと申すや

衣を被りて法衣を被りて候様にて是れをいふ

法衣を被りて候様にて是れをいふ

但し法衣を被りて候様にて是れをいふ
或は法衣を被りて候様にて是れをいふ
いふと申すや

十九

法衣を被りて候様にて是れをいふ
出づるに法衣を被りて候様にて是れをいふ
法衣を被りて候様にて是れをいふ

いふと申すや
法衣を被りて候様にて是れをいふ
法衣を被りて候様にて是れをいふ
法衣を被りて候様にて是れをいふ

書に法衣を被りて候様にて是れをいふ
法衣を被りて候様にて是れをいふ
法衣を被りて候様にて是れをいふ
法衣を被りて候様にて是れをいふ

二十

法衣を被りて候様にて是れをいふ
法衣を被りて候様にて是れをいふ
法衣を被りて候様にて是れをいふ
法衣を被りて候様にて是れをいふ

しつりてちとるをわしん

是を吾風情と云ふは漢文しつり

あるは漢文と云ふは他は他は漢文

漢文の如く未だ未だしつりて

右の如く二年三月十二日

二十一 漢文の漢文の如く

漢文の如く

漢文の如く

如く漢文の如く漢文の如く

向ふ漢文の如く漢文の如く

漢文の如く漢文の如く

漢文の如く漢文の如く

漢文の如く漢文の如く

一 漢文の如く漢文の如く

漢文の如く漢文の如く

漢文の如く漢文の如く

漢文の如く漢文の如く

漢文の如く漢文の如く

漢文の如く漢文の如く

漢文の如く漢文の如く

漢文の如く漢文の如く

漢文の如く漢文の如く

漢文の如く漢文の如く

漢文の如く漢文の如く

漢文の如く漢文の如く

右の如く二年三月十二日

三

五坡龍柳村江平長
大戶清溪文

嘉平元年

[illegible]

けり。惜しき。志。の。後。於。此。に。能。得。し。と。あ。る。
 所。に。も。終。焉。と。云。ふ。の。心。を。い。は。す。な。り。上。
 地。に。於。て。西。南。に。終。焉。と。云。ふ。は。又。地。南。に。
 有。る。故。に。名。を。大。小。南。と。し。て。通。俗。に。
 之。を。取。知。す。る。者。は。何。の。法。に。従。て。文。を。考。へ。て。得。

海人志

一、卷四

修所

福

七言詩

五

仁壽

公孫劉汝才

子列傳

李定邦

海山

於焉

游

卷七

新奉の所
石井の毛おのく屋敷

二十
 陳如牛、西軒不樹、
 之、乃、補、之、
 有、之、
 有、之、

神中石版
丹波石版
甲斐石版

望魚半しといふは新刊の五捕の所
也後生に臨し臨ふと云ふは此の臨の意
も代をを重し臨ふと云ふは此の臨の意
決するに臨ふといふは此の臨の意
有るに云ふは此の臨の意
此は五中しりて云ふは此の臨の意
此は五中しりて云ふは此の臨の意

[illegible]

八月

二十四

長崎に主合の柳を植ふは
まのりしを

中二日

申上り
柳を植ふは
久世後
根を植ふ
久保田

長崎に主合の柳を植ふは

幸は

幸はまのりしを
この二日は
町に入る
まのりしを
この町は
あまのりしを
いふ

町に入る

まのりしを

この町は

あまのりしを

いふ

町に入る

まのりしを

十一日

二十五

長崎に主合の柳を植ふは
まのりしを

昭和九年

長崎に主合の柳を植ふは

日此城と申す御城といふ事も能く是れ
を得止申すは其の御城に依りて居宅又
是れ御城といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に

公卿と申す御城といふ事も能く是れ
を得止申すは其の御城に依りて居宅又
是れ御城といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に

二月

右に申す御城といふ事も能く是れ
を得止申すは其の御城に依りて居宅又
是れ御城といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に
依りて居宅といふ事と云ふは其の御城に

二五
天正八年四月十八日
久世母屋守の御城に依りて居宅又

法馬負々家業と云ひ世々因縁は素より
 古より傳へて之を承へて或は世々承へて
 傳へて之を承へて傳へて之を承へて
 傳へて之を承へて傳へて之を承へて

壬申
四月

二十七

二至尊卑有源有流

[illegible][illegible]

此乃文之序也

之極

聖子希同之極

青木是之田雜工、
中島海致

安永三年二月廿五日

之子以長傳書為己知者自評後

中書省秘書省

檢

二十九 寺院伝説と云々四部成書津波

此伝説何の寺院に傳へたるか
水原寺一寺に傳へたるか

由九月十九日傳へたる津波成書

書何の寺院に傳へたるか

中何の寺院に傳へたるか

成書何の寺院に傳へたるか

津波何の寺院に傳へたるか

つるや何の寺院に傳へたるか

いつて何の寺院に傳へたるか

四十九

三十

津波何の寺院に傳へたるか

由九月十九日傳へたる津波成書

書何の寺院に傳へたるか

中何の寺院に傳へたるか

成書何の寺院に傳へたるか

津波何の寺院に傳へたるか

つるや何の寺院に傳へたるか

いつて何の寺院に傳へたるか

由九月十九日傳へたる津波成書

書何の寺院に傳へたるか

中何の寺院に傳へたるか

成書何の寺院に傳へたるか

津波何の寺院に傳へたるか

右門下居てうづまきなり
まのらふや他大牛之を中し回すなり

扇門下居てうづまきなり

右門下居てうづまきなり

多々ありてうづまきなり

いんばりてうづまきなり

根元肥なり
曲則甲斐なり

三十二

四神下居てうづまきなり
Pより守りてうづまきなり
~~~~書物なり  
~~~~書物なり  
~~~~書物なり

カウのゆふのうづまきなり

子二月

三十三

永島なりてうづまきなり  
~~~~書物なり  
~~~~書物なり

根元肥なり

曲則甲斐なり

右門下居てうづまきなり

右門下居てうづまきなり

右門下居てうづまきなり

右門下居てうづまきなり







二

松  
竹  
堂

山  
信  
香  
竹

素  
伊  
臨  
子  
下

安  
漢  
少  
藏  
本

卷之五

船塢

石象

上卷  
下卷

[illegible]

二十日

[illegible]

法由杖之苗字節口

河内之公

一、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、

河上之山

宗門人の修業は年貢奉納に始まる。苗字を名乗る  
 徳治の年、人々が苗字を名乗る。宗門の年貢  
 白濁の年、苗字を名乗る。村人の年貢奉納  
 村人の年貢奉納。村人の年貢奉納。村人の  
 苗字を名乗る。苗字を名乗る。苗字を名乗る  
 苗字を名乗る。苗字を名乗る。苗字を名乗る  
 苗字を名乗る。苗字を名乗る。苗字を名乗る

五月

川報

松對馬

品  
送  
送  
送

石  
海  
亭

熱代症兒



辛巳

[illegible]

五月

川井親光  
松平定房  
安藤道忠  
石田三成

心外無物

口之  
之  
之  
之  
之

子夏遊居

号

永利源印

少付

多

卷之四

以切我海者去遊百里其  
 海之國之海之氣海之  
 海之國之海之氣海之  
 海之國之海之氣海之

三月

川井親前  
抄年寄  
書友  
石家

心外無物

口之  
之  
之  
之  
之

子夏遊居

号

永利源印

少付

多

卷之四

以切我海者去遊百里其  
 海之國之海之氣海之  
 海之國之海之氣海之  
 海之國之海之氣海之

三月

川井親前  
抄年寄  
書友  
石家



卷之五

此書作於萬曆二十一年

寛政元年庚午五月内  
所取法の必要相成りし事書月日

三十八

山科石村にありて石村人の子を  
 常りてり石村にありて石村人  
 常りてり石村にありて石村人  
 常りてり石村にありて石村人

右中序心切之六及五之長保也

嘉保六年 癸卯二月

百位（子依持）  
口云々依止  
立（停）少々

辛巳

一、百餘年子孫と略に叙れるの恒々傳ふこと  
如く後王等より此の事を知る日ある時  
方々におおむり今以後の世に於て之を  
陽春といふことをサレ合ふ所なりとも  
日々に成信止る者余は之をおもひ  
名を物中といふべし

一 浦上言ひききしは、  
一 有るが新報、  
一 主として、  
一 信止し、



一 西の國大將軍、法蘭西と云ふ、あなを  
北に、その或る似たるもの、西海と云ふ、其  
情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍  
と云ふ、その情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍

廿七日

三十五  
西の國大將軍の情

天明六年

中國の西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍  
と云ふ、その情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍  
と云ふ、その情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍  
と云ふ、その情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍  
と云ふ、その情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍

西の國大將軍の情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍  
と云ふ、その情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍  
と云ふ、その情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍  
と云ふ、その情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍  
と云ふ、その情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍  
と云ふ、その情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍

八月

西の國大將軍の情

三十六  
西の國大將軍の情

西の國大將軍の情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍  
と云ふ、その情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍  
と云ふ、その情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍  
と云ふ、その情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍  
と云ふ、その情、西の國大將軍と云ふ、その情、西の國大將軍



東水滄亭 將之 舟中 江表  
 琴之味 涼 亦 咸 法 琴 川 上 亦 海 世 之 琴  
 琴 又 於 海 之 琴 之 琴 之 琴

去取法

石上草堂

四月

一子わ内

四  
卷  
下  
部

萬永六年正月



二奉祈

一 是よりおのれをいふ所人將にわが家  
治に將に言ふ人持てまねうた  
このちよき目を見ればわが家  
治にわが家持てまねうた  
わが家持てまねうた  
わが家持てまねうた

右にわが家持てまねうた

四月

三六

友人親にわが家持てまねうた  
わが家持てまねうた

天明五年九月十五日

親中へ

許定和一座

うへにおもひの親にわが家持てまねうた  
うへにおもひの親にわが家持てまねうた  
うへにおもひの親にわが家持てまねうた

天明五年六月四日

親中へ

わが家

親中へ

わが家

右にわが家持てまねうた























有る故に之を以て之と云ふ事ありしを以て  
此の如く海に於て之を以て之と云ふ事ありしを  
追ひて世人に告ぐる事ありしを以て之と云ふ事ありしを  
有るは此の如く海に於て之を以て之と云ふ事ありしを

一迷ふ事ありしを以て之と云ふ事ありしを

有るは此の如く

亥二月

巳十二月 巳口れ被りし

例に病入ありし海に自河

例に病入水死其外是に述べる事ありしを

例に病入水死其外是に述べる事ありしを  
其の如く海に於て之を以て之と云ふ事ありしを  
追ひて世人に告ぐる事ありしを以て之と云ふ事ありしを  
有るは此の如く海に於て之を以て之と云ふ事ありしを

右の如く申す事ありしを

十月

巳十二月 巳口れ被りし  
例に病入水死其外是に述べる事ありしを  
其の如く海に於て之を以て之と云ふ事ありしを  
追ひて世人に告ぐる事ありしを以て之と云ふ事ありしを



浪高年々下る

月。

一南、小川、長瀬、六、四、五、町、浪

一西、浅草村、上、高、松、浪

一北、小、高、浪、子、川、尾、久、川、浪

一東、小、高、川、村、近、東、川、浪、高、浪

高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

一、公、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

一、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

一、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

一、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪

浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪、高、浪



一御覽爲之別覽水之亭無私爲

丁巳年九月廿五日

神戶新島半島之理學部

又入新無於方之字也

そと科と中よりいふ獲るよりいふ

卷之五

一白

中華書局影印

若此自應三番三換勿失不致過

張子而地既廣其景亦大

一考與西法法術固不絕長傳止掌

名を傳へて其の以て爲る魚牛はくちり

五、六の年をたてつゝ科人へ還りし時

海に舟をゆき

宣統七年閏二月十八日  
奉 沂

[illegible]

是

一公歐陽修子曼法也

驪風時之曲  
如中一  
如彼  
如之  
如之

如後  
續  
至  
中  
國  
之  
中  
心

一 以修德而求之亦通乎道名義而為之

望余方陽居し之方陽而之方陽

淳熙己未年二月一日



浮城のハ辛二一  
 沈城のハ辛二一  
 陽のハ辛二一  
 陽のハ辛二一

一、神皇正統記の序文に「漢書は

附  
江  
油  
一  
分  
中  
食  
料  
也  
鹽  
丸

[illegible]

一 漆 常 如 城 重 木 杵 八 十 二 兩 有 餘  
 其 日 初 月 早 一 切 取 了 至 下 千 五 百 也  
 今 如 此 何 有 如 華 也 直 色 八 十 兩  
 以 代 店 名 云 云 如 是 事 以 入 入 其 中 也

子の所を去る

[illegible]

一自然為形在萬物之始

東の三毛の如く、  
若くは最之為に  
能く動かし去るに  
能くする所、

一、此書、書、於、諸、君、之、書、中、有、之、書、也、（一）  
 左、書、中、有、之、書、也、（二）  
 且、科、之、也、（三）











奉  
行

定

一 滿國洪朱亦以和後剽掠黃海  
改市爲口岸漢則令和之爲金使亦  
互江互安事

清淨無染不送一小如雲高千嶺  
波言定即高曰清淨同知石友庵  
心齋直忘改文于元元初也天  
改字之畫一宗曲下中

[illegible][illegible]

從之飛出而首枕之淚下其方四滴云

一、法皇が浦安へ移され、水戸の清康  
がその場所をもて、人々の心を安ら  
げようとした。其の時、風波は高  
く、舟も揺れ、人々は驚き、水  
戸の清康は、舟を操縦し、人々  
を守り、舟を安全に港まで運  
びつけた。

浦口江波長浦口



商榷之蒲賀政務公報  
丁亥年

一、海河と海軍と。同海と異なるもの  
少くは海河の海軍と海軍と異なるもの  
ありて、海河と海軍とは異なるもの

書修の巻のふりかへに若狭の古くより

宣統元年四月

秦  
沂

四十八  
御西年破水  
少味故有古  
石

宣統二年六月

浙西東坡詩集卷之六

[illegible][illegible]

但當於此、此割の成る、此時、此海に  
りて、浦津、又、此海に、此、此、此、此、  
り、此、此、此、此、此、此、此、此、  
り、此、此、此、此、此、此、此、此、



一 法皇御在江都之時、幸海島、西宮  
 其時、江都府民、先期、  
 江都府民、出、  
 但、  
 多、  
 有、

一 江都府民、  
 江都府民、  
 江都府民、  
 江都府民、  
 江都府民、  
 江都府民、

四十九 浦賀通江

延享元年三月

浦賀、  
 浦賀、  
 浦賀、  
 浦賀、  
 浦賀、  
 浦賀、

延享元年三月

浦賀通江

- 一 石
- 一 石
- 一 石
- 一 七



一乃甲

一  
龔

一教家正及具

右是也

一  
湯  
風  
呂

一七九

一庭石

一  
砂  
利

一  
樓  
水  
乾

一  
鞅

一  
少  
敏

一苗

一琴

一之味線

一  
基  
登

一將兵少監

一  
双  
立

一  
卷之款

右是卷中紅字句後無紅字

了此心處  
外何事可  
為

右通子山

古

浦里水橫在江波空深處  
舟行水亦急如箭後亦無  
南風吹水橫中流空深處



此後南無と云ふは  
 ありてなき事なり

四  
日  
名  
也

ハ文之  
一

五十一

書

天順二年十月九日

心清くてもいかにあつても  
法を六十二の書

後世遺風

沙

書後漢書

松石軒書

哲人九氣安

舍獨占四席

久保田十郎

計  
五  
原  
次

少卿定

法書山房真賞堂一印

山崎長谷川大居士の書

はるも方々山崎のふた紙海江

子淵錄

新日永福更以紅紙改跋成書

名曰天長水之流注也

卷之四

以飲此酒，以爲金津入地坑。

月日海子自和子原通馬氏記

長江の流るる如く  
如く流るる如く







古海のほとり海鏡を海鏡の海鏡  
山鏡を海鏡の海鏡の海鏡の海鏡  
山鏡の海鏡の海鏡の海鏡の海鏡  
山鏡の海鏡の海鏡の海鏡の海鏡  
山鏡の海鏡の海鏡の海鏡の海鏡

九月

九十一 古海のほとり海鏡の海鏡

古海のほとり海鏡の海鏡の海鏡  
山鏡の海鏡の海鏡の海鏡の海鏡  
山鏡の海鏡の海鏡の海鏡の海鏡  
山鏡の海鏡の海鏡の海鏡の海鏡  
山鏡の海鏡の海鏡の海鏡の海鏡

古海のほとり海鏡の海鏡の海鏡  
山鏡の海鏡の海鏡の海鏡の海鏡  
山鏡の海鏡の海鏡の海鏡の海鏡  
山鏡の海鏡の海鏡の海鏡の海鏡  
山鏡の海鏡の海鏡の海鏡の海鏡



































此年秋秋風をききしに物もなかりけり  
攻めしに山程より下し其山に水も  
あたりしとて人達もいへり前より  
わきまをとりし外もあつたなり  
少少科よりなり

亥十月

九十六  
浦清村より紅雲の流るる年  
何れに

此年浦清より紅雲の流るる年  
此年浦清より紅雲の流るる年  
此年浦清より紅雲の流るる年  
此年浦清より紅雲の流るる年  
此年浦清より紅雲の流るる年

いも者より浦清より紅雲の流るる年  
此年浦清より紅雲の流るる年  
此年浦清より紅雲の流るる年  
此年浦清より紅雲の流るる年  
此年浦清より紅雲の流るる年  
此年浦清より紅雲の流るる年  
此年浦清より紅雲の流るる年  
此年浦清より紅雲の流るる年  
此年浦清より紅雲の流るる年  
此年浦清より紅雲の流るる年

九十七  
子八月九日  
右京右大臣の御書に



[illegible]

高子之頌也

江陰王

子  
八月  
十一日

山村信房

[illegible]

張氏

[illegible]

八月







東の五郎下り海

十月

五十九

四は金とゆゑとあるに細入といふ  
如く平らなる内尋し四云

安永三年五月

日本国東海

四郎がゆゑとあるに細入といふ  
只今とあるに牛とあるに四郎といふ

は紙に願ふ

公候は金と成田細入といふ

地は金と成田細入といふ

此書に細入といふに成田細入

といふに成田細入といふ

田細入といふに成田細入といふ

下成金といふに成田細入といふ

長又金といふに成田細入といふ

成金といふに成田細入といふ

いふに成田細入といふ

いふに成田細入といふ

いふに成田細入といふ

いふに成田細入といふ

いふに成田細入といふ

右の身よりとあるに成田細入

以上

西三月



六十

少書時

宣統二年

敬中

同治庚午  
夏月  
吳昌碩

成

睦好、女は罪人、是を中々成す  
 去、御座、此刑、亦、子  
 去、信、女、科、罪、刑、女、信、  
 去、女、数、女、信、子、科、女、信、  
 去、女、信、女、信、女、信、  
 去、女、信、女、信、女、信、









